

グローバルマインド育成事業補助金交付要綱

令和 6 年 9 月 30 日

事務局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人仙台市産業振興事業団において、仙台都市圏の中小企業者等が、自社に在籍する若手社員のグローバルマインドを醸成し、海外への販路開拓や拡大等を図ることを目的に、当該社員を海外へ渡航させる際に要する費用の一部に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 会社にあつては登記されている本店の所在地、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ仙台都市圏の区域内であること、かつ、次の各号のいずれかに該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であること
- イ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ロ 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ハ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ニ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 個人事業者 事業を行う個人で、仙台都市圏の住民基本台帳に記録されている、または、仙台都市圏の区域内に施設を所有又は賃借し、当該施設で事業を行っている者
- 三 中小企業者等 中小企業者及び個人事業者
- 四 グローバルマインド 特に海外市場への事業展開を下支えするために求められるマインドセット

五 仙台都市圏 仙台市を含む次の地域。塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

六 若手社員 次の各号のすべてに該当する者

イ 当該年度の間に迎える誕生日において 39 歳以下である者

ロ 交付を受けようとする中小企業者等において期間の定めがない労働契約を締結している者

ハ 心身共に健康で、法令を順守する者

ニ 暴力団等と関係を有していない者

七 補助事業者 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた中小企業者等

八 補助事業 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができるものは次の各号のすべてに該当する者とする。

一 前条に規定する中小企業者等であること

二 申請者が個人事業者の場合にあっては、市町村民税を滞納していないこと

三 申請者が個人事業者以外の場合にあっては、法人市町村民税および事業所税に係る市町村長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、滞納していないこと

四 労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していないこと

五 同一年度内に本要綱による補助及び国、県、又は市町村その他から同一の項目に関する補助等を受けていないこと

六 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱において補助金交付の対象となる事業は、海外渡航を伴うイベント出展や商談への参加等に係る事業で、第 8 条に規定する補助金の交付の決定の通知を行った年度に属する 2 月末日までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものを対象とする。

2 次の各号に掲げるものは、対象事業としない。

(1) 成人向けアダルト商品、コンテンツ、製品・サービス、及びこれに準じるもの

(2) 特定の政治や宗教の宣伝や、それらの立場を誹謗中傷する意図を有するコンテンツ、製品・サービス及びこれに準じるもの

(3) 法令に違反する又はその恐れのある商品、作品

(4) 公序良俗に反する表現・内容を含むもの、及びこれに準じるもの

(5) その他、公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長（以下、「理事長」という。）が不

適当と判断するもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。

- 2 経費は若手社員1名に要した費用に限って申請することができる。ただし、現地通訳費は、当該若手社員に帯同する通訳者の費用に限って申請することができる。
- 3 補助対象経費は、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

(補助率及び補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費総額の2分の1以内、20万円を上限とし、補助事業者がその残額を負担するものとする。

- 2 補助金の額の算定において1千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、別に定める補助事業者選定委員会で当該申請に係る書類等を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)または補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付結果について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、前条による、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知があった日から10日を経過する日までに補助金交付申請取下届(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業について、次に掲げる場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

- 一 補助対象経費についてその総額が交付決定時より 3 割以上増減したとき
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき（次に掲げる軽微な変更を除く）。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、中小企業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（補助事業の変更の承認）

第 11 条 理事長は、前条の規定による申請があったときにはこれを審査し、適当と認めた場合、補助事業変更承認通知書（様式第 6 号）により承認するものとする。

2 理事長は必要に応じて交付の決定の内容を変更又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業（中止・廃止）承認申請書（様式第 7 号）により、理事長の承認を受けなければならない。災害その他特別の事由による場合はこの限りではない。

（補助事業の実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完結したとき（中止又は廃止したときを含む。）は、その日から起算して 30 日を経過する日までに補助事業実績報告書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 一 経費の支出を証明する資料
- 二 経費の支出に付随する成果物等、補助事業実施の具体的な様子が分かる資料

（補助事業の遂行）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施にあたっては補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

（補助金額の確定）

第 15 条 理事長は、第 13 条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定の通知は、補助金確定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 補助事業者が前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 10 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 17 条 補助事業者が、災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当な理由なく、次に掲げるいずれかに該当するときは、理事長は、交付決定の全部又は一部を取消し、補助事業者は、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 一 補助事業を実施しない、又は実施する意思が認められないとき
- 二 第 12 条に規定する補助事業の中止もしくは廃止をしたとき、又は完結する見込みがないと認められるとき
- 三 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき
- 四 第 10 条に規定する計画変更の承認を受けずに補助事業の内容の変更や補助事業に要する経費の配分の変更をしたとき
- 五 第 19 条に規定する立入検査に応じないとき
- 六 第 19 条に規定する立入検査の結果、交付決定又は計画変更の承認を受けていない事業の実施や経費の使用等の問題があったとき

（補助金の経理等）

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理処理について、他の事業と明確に区分して経理処理するものとし、全ての証拠書類を整備し、かつ、補助事業の完結の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（立入検査等）

第 19 条 理事長が補助事業の適正を期すために必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は公益財団法人仙台市産業振興事業団の職員にその事務所、事業所等に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させる事ができる。

（債権譲渡の禁止）

第 20 条 補助事業者は、第 8 条、第 15 条の規定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、公益財団法人仙台市産業振興事業団の事務局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この改正は、令和 7 年 8 月 29 日から施行する。

別表 1 補助対象経費補助対象経費は、若手社員 1 名に要した費用に限って申請することができる。ただし、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

経費区分	経費の内容
旅費（注 1）	航空費 1 名分まで 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする
	海外宿泊費 1 名分まで 一泊当たりの料金は実費もしくは別表 2 に定める基準額のいずれか低い方を対象とする
	その他 上記以外の費用、現地移動費（最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く）、飲食費、交際費等は対象外とする
パスポート申請費（注 1）	一般旅券発給申請かつ、5 年間有効のものに限ることとし、全額を非課税取引として扱う
海外旅行保険料	補助事業の実施に際し加入する海外旅行保険の費用
現地通訳費（注 2）	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費
その他の経費	その他、理事長が特に必要と認める経費

※注 1 旅費及びパスポート申請費については、本年度 4 月 1 日から交付決定日までの期間に支払いを行っていても、交付決定日以降にイベント出展や商談が実施される場合は補助対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、補助対象とならない。

※注 2 現地通訳費については、現地にて若手社員に帯同する通訳者の手配費用を対象とする。

別表 2 海外宿泊費 上限額

地区	地域名・都市名	上限額
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン	19,300 円
甲地方	北米、欧州、中近東（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、上記指定都市を除く）	16,100 円
乙地方	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域	12,900 円
丙地方	アジア（タイ・ミャンマー・マレーシアを含むインドシナ半島、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く）、中南米、アフリカ	11,600 円